

三位一体改革について（説明資料）

三位一体改革をめぐる動き

〈平成15年12月〉

12月19日（金） 三位一体の改革に関する政府・与党協議会

生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

〈平成16年6月〉

6月 4日（金） 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」閣議決定

三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。税源移譲は概ね3兆円程度を目指す
その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

6月 9日（水） 国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から地方6団体に口頭で検討要請（期限8月20日）

〈平成16年8月〉

8月 5日（木） 生活保護負担金の見直し等に関する関係者会議
8月 24日（火） 地方6団体改革案提出

〈平成16年9月〉

9月 7日（火） 三位一体の改革に関する大臣会合
9月 14日（火） 国と地方の協議の場

〈平成16年10月以降〉

11月半ばを目途 全体像の取りまとめ

三位一体の改革の推進について（案）

平成十六年九月三日（金）閣僚懇発言

内閣総理大臣

一 三位一体の改革については、内閣官房長官を中心として、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣をはじめ、関係各大臣が互いに協力し、政府一丸となつて、十一月半ばを目途に全体像の取りまとめに当たつてもらいたい。

二 改革の検討に当たつては、地方からの改革案を真摯に受け止め、関係各大臣は、改革案の実現に向けて率先して、責任を持つて、全力で取り組み、平成十七年度予算に最大限、活かしてもらいたい。

三位一体の改革に関する大臣会合における官房長官ご発言（案）

平成十六年九月七日（火）
内閣官房長官

一 九月三日の総理のご指示に従い、三位一体の改革に関する大臣会合の第一回を開催する。この大臣会合では、総理指示にもあつたように、政府一丸となつて、十一月半ばを目途に全体像を取りまとめて、ご協力を願いしたい。

二 また、国と地方の協議の場を設けることとし、第一回会合を九月十四日に開催するとともに、十月中旬にテーマ毎の会合を開催することとした。その際、協議の実があがるよう積極的に、各論、具体論を議論していただきたい。テーマに応じ、出席者については適宜調整したい。

三 検討に当たつては、地方からの改革案を真摯に受け止め、補助事業等の所管府省が地方の改革案を実現することを原則として検討をおこなつてもらいたい。

地方からの国庫補助負担金改革及び国の関与・規制の見直し等の改革案について、平成十七年度改革分、平成十八年度改革分の仕分けを含めて補助事業等の所管府省において検討を進め、十月下旬を目途にその結果を提出していただくことを予定しているので、関係各大臣は地方からの改革案の実現に向け、率先して、責任を持つて、全力で取り組み、平成十七年度予算に最大限、活かしてもらいたい。

四 なお、仮に地方からの改革案に意見がある場合であつても、その理由を明らかにするとともに、「基本方針一〇〇四」等の政府方針及び地方からの改革案の考え方によつて、提案されている廃止額に見合う国庫補助負担金改革の代替案を提出していただきたい。

五 また、今後予定されている地方六団体との協議も踏まえ、関係府省において、事務レベルでも三位一体の改革の実現に向けて、良く協力し、検討を進めるよう各大臣から事務方にご指示いただくようお願ひいたします。